

## 能登半島地震により被災された方々を受け入れ支援します

令和6年能登半島地震において、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福とご遺族の皆様に対し深くお悔やみを申し上げます。

雲南市では、能登半島地震で被災された方々を受け入れ、支援制度を設け、生活再建の支援を行います。詳細につきましては、各担当課へお問合せください。ご不明な点・お困りの点等ございましたら、被災者受け入れ総合相談窓口「市役所うなん暮らし推進課」へご連絡ください。

### 雲南市受入被災者生活支援

当面の生活支援金を支給することで、その方の生活再建を支援します。

#### 対象者

- ①能登半島地震により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から雲南市に避難した世帯（者）
- ②支援金の交付を申請した日から1か月以上の期間、雲南市内の賃貸借住宅等（市営住宅、民間賃貸借住宅等）に居住する世帯（者）

上記①②の両方を満たす世帯（者）で、  
令和7年3月31日までの入居者が支給対象です。

#### 支給額・支給期間

一世帯につき、一月2万5千円  
(世帯構成員が1名の場合は一月1万2500円)  
を入居した月から起算して一年間を限度として支給  
※2カ月に1度、2か月分を6回支給します。

※市内の親類宅や知人宅等で一時避難している世帯（者）は、賃貸借住宅等へ入居した時点で支給対象となります。

#### 問い合わせ

政策企画部うなん暮らし推進課  
電話 0854-40-1014  
FAX 0854-40-1029

### 市営住宅等への入居と家賃支援

市が管理する市営住宅等への入居が可能です

#### 対象者

能登半島地震の被災者であること  
(罹災証明書で確認)

#### 支援内容

家賃：全額免除  
敷金：免除  
連帯保証人：不要  
支援期間：1年間

#### 提供可能な市営住宅 ※1/31現在

住宅名	住所	空室	階建	間取り
瑞光団地	吉田町吉田 1030-29	2戸	2	3DK
下郡団地	掛合町掛合 1748-1	3戸	3	3DK
深野団地	吉田町深野 331-5	1戸	2	2DK
下町団地	吉田町吉田 2766-1	1戸	2	3LDK
中郡団地	掛合町掛合 1743	1戸	3	3DK
上郡団地	掛合町掛合 1480-1	7戸	3	3DK

※いずれの団地も即入居が可能ですが、一般募集も行っています。空き室の状況が変わりますので、ご相談ください。

#### 問い合わせ

建設部建築住宅課  
電話 0854-40-1065  
FAX 0854-40-1069

## 児童・生徒及び就学前児童の支援

雲南市に避難し、居住され、就学・入園等を希望される方を支援します。

### 市内の小学校・中学校に就学を希望される方

#### 【支援内容】

- ・就学に必要な支援金の支給
- ・必要な教科書の支給
- ・転入児童・生徒の身体的、精神的ケアの支援
- ・給食費を1年間免除
- ・放課後児童クラブの利用料免除

#### 【お問合せ】

教育委員会学校教育課  
電話0854-40-1072  
FAX0854-40-1079

### 市内の幼稚園・こども園・保育所に入園(所)を希望される方

#### 【支援内容】

- 幼稚園・こども園（1号児）※  
・保育料及び給食費を1年間免除(住民登録された方のみ)
- 保育所・こども園（2・3号児）※  
・保育料を1年間免除(住民登録された方のみ)  
・一時預かり保育の保育料を1年間免除

#### 【お問合せ】

子ども政策局子ども政策課  
電話0854-40-1044  
FAX0854-40-1125

※1号児：お子さんが満3歳以上で幼稚園、認定こども園(幼稚園時間)を希望される場合

※2号児：お子さんが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所、認定こども園(保育所時間)を希望される場合

※3号児：お子さんが3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所、認定こども園(保育所時間)を希望される場合